

資料の追加について

平成26年12月25日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
総務部総務課経理第一係

下記のとおり入札公告中の案件に係る掲載資料の追加をします。

記

- 1 件名
学術情報ネットワーク接続システム（賃貸借及び保守） 一式
- 2 追加資料
契約書（案）

以上

契 約 書 （案）

1 契約件名

学術情報ネットワーク接続システム（賃貸借及び保守） 一式

2 賃貸借料

(1) 契約期間賃貸借料

〇〇〇〇〇 円（うち消費税等相当額 〇〇〇円）

(2) 月額賃貸借料

〇〇〇 円（うち消費税等相当額 〇〇円）

3 契約期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までとする。

4 据付場所

東京都清瀬市梅園1丁目4番6号

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区

共同研究実験棟2階バーチャルプラント実験室

上記について、独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 小川 康恭（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社 △△（以下「乙」という。）とは次の条項により契約を締結する。

第1条

- 1 甲、乙間における賃貸借については、次項以下の契約条項によるものとする。
- 2 賃貸借物（以下「装置」という。）の明細並びに、保守及び装置の納入にあたり必要となる設定その他の作業の内容は、仕様書（別紙）のとおりとする。

第2条

乙は、甲の承認を得ないで、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

第3条

- 1 乙は、装置を使用できる状態に据え付け、調整を完了して、甲に引き渡し、乙の責任において、甲に対し装置を賃貸するものとする。
- 2 装置の搬入・据付工事及びソフトウェアのインストール等システムの運用環境構築に要する費用は、本契約に含まれるものとする。
- 3 装置の据付場所は、甲において受入準備を整えるものとする。
- 4 一部のスポット改修となるものについては本契約の対象外とする。また、甲の故

意又は過失によって装置に修理又は調整の必要が生じた場合の修理費、調整費は、別途甲が負担するものとする。

5 装置の据付、調整に当たり必要とする電力等は、甲が負担するものとする。

6 甲は、ソフトウェアの利用に当たり、各ソフトウェア使用権許諾契約書の使用条件の範囲を遵守するものとする。

第4条

1 賃貸借料は、乙が甲に装置を引き渡した日から起算し、本契約の終了又は解除の日までを賃貸借期間として暦月毎に計算する。

2 賃貸借期間に1か月未満の端数が生じたときは、月額賃貸借料に当該月の賃借日数を乗じて、当該月の暦日数で除して得た額（円未満切捨）を当該月の賃借料とする。

第5条

乙は、1暦月経過毎に書面により、前条の規定に従い甲に賃貸借料の支払を請求するものとする。

第6条

甲が装置に使用する補給品は、乙の装置の規格に合致したものを使用するものとする。

第7条

甲が装置の追加を希望する場合は、その装置について追加契約を締結するものとする。追加契約により契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙が協議の上これを定めるものとする。

第8条

契約保証金は免除する。

第9条

1 装置の構成変更又は改造については、甲、乙が協議の上これを定めるものとする。

2 装置の構成変更又は改造によって契約内容を改訂する必要がある場合は、変更契約を締結するものとする。ただし、構成の変更の場合の装置の追加については第7条の規定によるものとする。

第10条

装置に他の機械器具を取り付ける必要が生じた場合において、乙は当該機械器具の取付が装置の機能に支障を与えることが明白な場合に限り、甲の申し出を拒否することができる。

第11条

装置を頭書記載の据付場所から移転する必要があるときは、甲は、あらかじめ文書によって乙の承諾を得るものとする。

第12条

1 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく本契約に定める条項を履行しないときは、相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

2 前項の場合、甲又は乙は、相手方に対し損害賠償を請求することができるものと

し、その損害の額は当事者が協議して定めるものとする。

3 天災地変、その他不可抗力の原因により装置が使用不可能になったときは、甲、乙が協議の上、本契約を解除することができるものとする。

4 この契約に定める場合を除き期間途中の契約解除はできないものとする。甲の場合によりこの契約を解除する場合、残期間相当分の賃貸料を解除に先立ち乙に支払うものとする。

第13条

甲は、本契約の終了又は解除の場合においてすべての装置を原状に復した上、直ちに乙に返還しなければならない。

第14条

装置に対する動産総合保険については、乙が付保するものとする。

第15条

1 乙は、甲が故意又は過失によって装置に損害を与えたとき、その賠償額を甲に請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償金は、甲、乙が協議して定めるものとする。この場合、前条の動産総合保険の保険金で補填される額は、損害賠償から控除するものとする。

第16条

甲は、装置の据付場所及びその温湿度環境等について善良な管理者としての注意を以て装置を管理しなければならない。

第17条

1 装置の納入、運用支援のため乙の社員及び必要によりその指定する者が装置の据付場所に立ち入る場合、その者は必ず身分証明書を携行しなければならない。

2 乙は、前項の立入に際して知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

第18条

本契約に定めのない事項又は本契約の履行につき疑義を生じた場合は、甲、乙で協議し、円満に解決を図るものとする。

第19条

前条の協議によってもなおこの契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合は、東京地方裁判所を管轄裁判所として紛争の処理をするものとする。

第20条

1 乙は、本契約の業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、この一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、あらかじめ再委託先の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された書面（以下「再委託に関する書面」という。）を提出し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を甲に提出し、甲による承認を得なければならない。

3 乙は、再委託した事業に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

- 4 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。
- 5 乙は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された書面を甲に提出しなければならない。また、乙は同書面の内容を変更する必要があるが生じた場合にも、書面による変更届を遅滞なく甲に提出しなければならない。

第21条

- 1 甲及び乙は、この契約のほか、次の各号に定める特約条項を締結する。
 - (1) 談合等の不正行為に係る解除
 - (2) 談合等の不正行為に係る違約金
 - (3) 違約金に関する遅延利息
- 2 前項各号に規定する特約条項は、別添に定めるとおりとする。

本契約の成立を証するため、本証書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 東京都清瀬市梅園一丁目4番6号
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 小 川 康 恭

乙 (住所)
(会社名)
(役職) (氏名)

談合等の不正行為に関する特約条項

発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）が平成〇〇年〇月〇日付けで締結した学術情報ネットワーク接続システム（賃貸借及び保守）一式の契約（以下「本契約」という。）について、談合等の不正行為に関し、次の特約条項の締結を行うものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第1条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1

項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（契約）金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

発注者（甲） 東京都清瀬市梅園一丁目4番6号
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 小 川 康 恭

受注者（乙） （住所）
（会社名）
（役職名） （氏名）